

平成27年度 第1回
北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
調整会議資料

指定基準(現行の厚生労働省令)

平成27年8月20日(木)

北九州市保健福祉局

1. 訪問介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

訪問介護 (第2章)		条文	基準の内容
申請者		介護保険法施行規則126の4の2	法人
基本方針		4	要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。
人員基準	従事者の員数 介護職員 訪問介護員等	5	(訪問介護員等) 介護福祉士又は政令で定める者:常勤換算で2.5以上 サービス提供責任者:常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上。この場合、利用者数に応じて常勤換算によることができる。 (ただし、サービス提供に支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。) 【サービス提供責任者の資格要件】 専従の介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者
	管理者	6	常勤専従 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)
設備基準	設備備品	7	必要な広さの専用区画
	必要な備品		備えなければならない
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	8	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に関係する重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなくCD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい
	提供拒否の禁止	9	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない
	サービス提供困難時の対応	10	事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る地域包括支援センターに連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。

1. 訪問介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

訪問介護 (第2章)	条文	基準の内容
受給資格等の確認	11	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。 (被保険者証に欄あり。本市の場合記載なし)
要支援認定の申請に係る援助	12	①要支援認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。
心身の状況の把握	13	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。
介護予防支援事業者(地域包括支援センター)等との連携	14	①地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②サービスの提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、事業者に対する情報の提供及びサービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
介護予防サービス費の支給を受けるための援助	15	介護予防サービス費の要件に該当しないときは、当該利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費として受け取ることができる旨を説明するなど必要な援助を行わなければならない。
介護予防サービス計画に沿ったサービス提供	16	介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。
介護予防サービス計画等の変更の援助	17	利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、地域包括支援センターへの連絡等の必要な援助を行う。
身分を証する書類の携行	18	従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示しなければならない
サービス提供の記録	19	①サービスの提供及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費等を利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

1. 訪問介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

訪問介護 (第2章)	条文	基準の内容
利用料等の受領	20	<p>①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅でサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。</p> <p>④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
保険給付の請求のための証明書の交付	21	<p>法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>
同居家族に対するサービス提供の禁止	22	<p>訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。</p>
利用者に関する市町村への通知	23	<p>次のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>
緊急時等の対応	24	<p>サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
管理者及びサービス提供責任者の責務	25	<p>①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>③サービス提供責任者は、サービス利用に係る調整、状態変化の把握、サービス担当者会議への出席等を行う。</p>
運営規程	26	<p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 その他運営に関する重要事項を定めておかななければならない。</p>

1. 訪問介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

訪問介護 (第2章)	条文	基準の内容
介護等の総合的な提供	27	入浴, 排せつ, 食事等の介護又は調理, 洗濯, 掃除等の家事(以下「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし, 介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。
勤務体制の確保等	28	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③従業者の資質の向上のために, その研修の機会を確保しなければならない。
衛生管理	29	①従業者の清潔の保持及び健康状態について, 必要な管理を行わなければならない。 ②事業所の設備及び備品等について, 衛生的な管理に努めなければならない。
掲示	30	事業所の見やすい場所に, 運営規定の概要, 従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
秘密保持等	31	①従業者は正当な理由がなく, その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが, 正当な理由がなく, その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう, 必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議等において, 利用者の個人情報を用いる場合は, 利用者の同意を, 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を, あらかじめ文書により得ておかなければならない。
広告	32	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	33	事業者又はその従業者に対し, 利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として, 金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

1. 訪問介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

訪問介護 (第2章)	条文	基準の内容
苦情処理	34	<p>①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
地域との連携	34-2	<p>提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
事故発生時の対応	35	<p>①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
会計の区分	36	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。</p>
記録の整備	37	<p>①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

1. 訪問介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

訪問介護 (第2章)	条文	基準の内容
基本取扱方針	38	<p>①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>③利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを意識してサービス提供に当たらなければならない。</p> <p>④利用者の有する能力を最大限活用することができるようサービス提供に努めなければならない。</p> <p>⑤利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が主体的に事業に参加するよう働きかけなければならない。</p>
具体的取扱方針	39	<p>一 サービス提供に当たっては、医師等からの情報やサービス担当者会議などにより利用者の状況等を的確に把握する。</p> <p>二 利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、目標・サービス内容・提供期間等を記載したサービス計画を作成する。</p> <p>三 訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画がある場合は、当該計画の内容に沿って作成する。</p> <p>四 サービス提供責任者は、訪問介護計画作成に当たり、利用者や家族に内容を説明し、同意を得なければならない。</p> <p>五 訪問介護計画を作成した場合は、利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 訪問介護計画に基づき必要な支援を行う。</p> <p>七 サービス提供を懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対しサービス提供方法を理解しやすいよう説明する。</p> <p>八 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>九 サービス提供責任者は月1回利用者の状態等を地域包括支援センターに報告するとともに、サービス提供期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行う。</p> <p>十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、地域包括支援センターに報告しなければならない。</p> <p>十一 モニタリングを踏まえ、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>十二 一から十までの規定は十一に規定する計画の変更について準用する。</p>
指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点	40	<p>一 アセスメントで把握された課題、サービス提供による課題の改善を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>二 事業者は、自立支援の観点から利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮し、家族や住民主体の支援、他のサービスの利用可能性についても考慮しなければならない。</p>

2. 通所介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

通所介護(第7章 第1～4節)		条文	基準の内容		
申請者		介護保険法 施行規則 126の4の2	介護保険事業者の指定を受けるための要件として、「法人」でなければならない。		
基本方針		96	要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。		
人員基準	従業者の員数	生活相談員	97	提供時間帯を通じて専従で1以上	生活相談員又は介護職員うち、1人以上は常勤
		看護職員		専従で1以上	
		介護職員		提供時間帯を通じて専従で、 15人まで:1以上 15人を超える:5人増ごとに1を加えた数以上 常時1以上 利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。	
		機能訓練指導員		1以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 他の職務にも従事できる。	
		その他		利用定員が10人以下である場合は、提供時間帯に看護職員又は介護職員を専従で1以上(看護職員又は介護職員 常時1以上)	
	管理者	98	常勤専従で1 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)		
設備基準	設備備品	必要な備品	99	備えなければならない。	指定通所介護の事業の専用でなければならない。 ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
		食堂		3㎡×利用定員以上 ※食事の提供、機能訓練の実施に支障がない 広さを確保できる場合は、同一場所でも可	
		機能訓練室			
		静養室		有すること	

2. 通所介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

通所介護(第7章 第1～4節)		条文	基準の内容
	相談室		遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
	事務室		有すること
	消火設備, 非常災害設備		備えなければならない。
	内容及び手続の説明及び同意	107 (8準用)	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等、利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい
	提供拒否の禁止	107 (9準用)	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない
	サービス提供困難時の対応	107 (10準用)	事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る地域包括支援センターに連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。
	受給資格等の確認	107 (11準用)	①被保険者証によって、被保険者資格や要支援認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。 (被保険者証に欄あり。本市の場合記載なし)
	要介護認定の申請に係る援助	107 (12準用)	①要支援認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。
	心身の状況の把握	107 (13準用)	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。
	介護予防支援事業者等との連携	107 (14準用)	地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
	介護予防サービス費の支給を受けるための援助	107 (15準用)	介護予防サービス費の要件に該当しないときは、当該利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費として受け取ることができる旨を説明するなど必要な援助を行わなければならない。
	介護予防サービス計画に沿ったサービス提供	107 (16準用)	介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。

2. 通所介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

通所介護(第7章 第1～4節)	条文	基準の内容
	介護予防サービス計画等の変更の援助	107 (17準用) 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、地域包括支援センターへの連絡等の必要な援助を行う。
	サービス提供の記録	107 (19準用) ①サービスの提供及び内容、利用者によって支払いを受ける介護予防サービス費等を利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
	利用料等の受領	100 ①法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者へ支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 食事の提供に要する費用 三 おむつ代 四 指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用 ④食事の提供に要する費用は別に厚生労働大臣が定める。 ⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
	保険給付の請求のための証明書の交付	107 (21準用) 法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
	利用者に関する市町村への通知	107 (23準用) 次のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
	緊急時等の対応	107 (24準用) サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
	管理者及びサービス提供責任者の責務	107 (25準用) ①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 ③サービス提供責任者は、サービス利用に係る調整、状態変化の把握、サービス担当者会議への出席等を行う。

2. 通所介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

通所介護(第7章 第1～4節)		条文	基準の内容
運営基準	運営規程	101	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 サービス内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項を定めておかなければならない。
	勤務体制の確保等	102	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
	定員の遵守	103	利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
	非常災害対策	104	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
	衛生管理	105	①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	掲示	107 (30準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
	秘密保持等	107 (31準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
	広告	107 (32準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	107 (33準用)	介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2. 通所介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

通所介護(第7章 第1～4節)	条文	基準の内容
苦情処理	107 (34準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
地域との連携	107 (34の2準用)	提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
事故発生時の対応	107 (35準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
会計の区分	107 (36準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。
記録の整備	106	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
基本取扱方針	108	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ③利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを意識してサービス提供に当たらなければならない。 ④利用者の有する能力を最大限活用することができるようサービス提供に努めなければならない。 ⑤利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が主体的に事業に参加するよう働きかけなければならない。

2. 通所介護(現行の厚生労働省令)

※太枠内は総合事業を実施する場合、必ず遵守すべき事項

通所介護(第7章 第1~4節)	条文	基準の内容
<p style="text-align: center;">具体的取扱方針</p>	<p style="text-align: center;">109</p>	<p>一 サービス提供に当たっては、医師等からの情報やサービス担当者会議などにより利用者の状況等を的確に把握する。</p> <p>二 利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、目標・サービス内容・提供期間等を記載したサービス計画を作成する。</p> <p>三 通所介護計画は、既に介護予防サービス計画がある場合は、当該計画の内容に沿って作成する。</p> <p>四 管理者は、通所介護計画作成に当たり、利用者や家族に内容を説明し、同意を得なければならない。</p> <p>五 通所介護計画を作成した場合は、利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 通所介護計画に基づき必要な支援を行う。</p> <p>七 サービス提供を懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対しサービス提供方法を理解しやすいよう説明する。</p> <p>八 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>九 管理者は月1回利用者の状態等を地域包括支援センターに報告するとともに、サービス提供期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行う。</p> <p>十 管理者は、モニタリングの結果を記録し、地域包括支援センターに報告しなければならない。</p> <p>十一 モニタリングを踏まえ、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>十二 一から十までの規定は十一に規定する計画の変更について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点</p>	<p style="text-align: center;">110</p>	<p>一 アセスメントで把握された課題、サービス提供による課題の改善を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>二 運動器機能向上サービス等の提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 虚弱な利用者に配慮し、危険を伴う強い負荷のかかるサービスは行わない。また、安全管理体制等を確保し、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>
<p style="text-align: center;">安全管理体制等の確保</p>	<p style="text-align: center;">111</p>	<p>①利用者の急変に備え緊急時マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医へ連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>②転倒防止等のための環境整備に努めなければならない。</p> <p>③事前に体調を確認するとともに、無理のない適度な内容とするよう努めなければならない。</p> <p>④利用者の体調に気を配り、病状の急変等があった場合は、速やかに主治医へ連絡するなど必要な措置を講じなければならない。</p>